福祉タイムズ

2018
5
No.798

編集・発行　社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

特集（2～4面）

権利擁護と成年後見制度の利用促進に向けて
―成年後見制度に関する実態把握調査報告書より―

▶今月の表紙

「健やかな子どもの成長を」願って

「私は子どもたちの笑顔で元気をもらっている近所のおじいちゃんだよ」と笑顔で話す、大和市下鶴間地区民生委員児童委員として活動している金子直勝さん。「民生委員は児童委員、どんな些細なことでも相談していいんだということを知ってもらえたら」と子育てに関することを気軽に相談でき、お母さんと子どもたちの仲間づくりの場である子育てサロン「ぴょんぴょんくらぶ」を児童委員の顔つなぎの場として役立てている。

【詳しくは12面へ】

〈撮影・菊地信夫〉

権利擁護と成年後見制度の利用促進に向けて

―成年後見制度に関する実態把握調査報告書より―

特集

認知症や精神上の障害により判断能力が十分でない方の判断力を補うことで権利をまもる成年後見制度。制度利用の促進に関する法律が施行され、国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この計画を受けて、市町村では成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることとされています。

制度のより一層の活用に期待が寄せられる中、本会では制度の潜在的な利用ニーズと取り組み状況を明らかにすることを目的に、県内における成年後見制度のニーズ等に関する実態把握調査を実施しました（共同募金配分金事業）。その「成年後見制度に関する実態把握調査」結果の概要をご紹介します。

（平成29年９月実施・調査時点は28年３月末日）

成年後見のニーズとその取り組み

成年後見制度は、現在、全国で約21万人に利用されていますが、認知症高齢者や障害者の地域移行支援、高齢者の単身世帯の増加状況等を考えますと、まだまだ潜在的なニーズがあると考えられています。

そこで本会では、今後の後見ニーズの急増に備え、地域における権利擁護ネットワーク構築と後見に関する支援の実施体制整備に向けて、実態を明らかにすることを目的に、調査を行いました。調査は次の３つの枠組みで実施しました。

一つ目は成年後見制度のニーズ調査です。地域包括支援センターや相談支援事業所（以下、事業所。８５８カ所）、社協の日常生活自立支援事業（以下、日生事業。政令市含む56カ所）を対象に、制度が必要な人が何人いるか、どんな課題があるか等を調査したものです。

二つ目は、成年後見制度の公的な取り組みについてです。市町村長申立ての状況や費用の助成、権利擁護のネットワーク状況等を調査しました（政令市含む33カ所）。

三つ目は、後見の担い手について、法人後見・市民後見人養成を行う社協や、専門職団体を対象に受任件数や状況について伺いました。

ニーズは1事業所あたり21人

ニーズ調査では、回答のあった４１８カ所の事業所に、６７７９人の成年後見制度の利用ニーズがあることが分かりました。１事業所当たりにすると平均21人で、種類別に見ると、地域包括支援センターが平均10人であるのに対し、障害者相談支援事業所は平均30人となっており、障害の分野でのニーズの高さが伺えました。その中で具体的に申立ての準備等をしている者は６３３人、１事業所当たりにすると２人に過ぎず、ニーズがあるにも関わらず準備に至っていない者の方が多く、９割を超える状況です。

図１　制度利用が必要な主な理由（6779 人中）

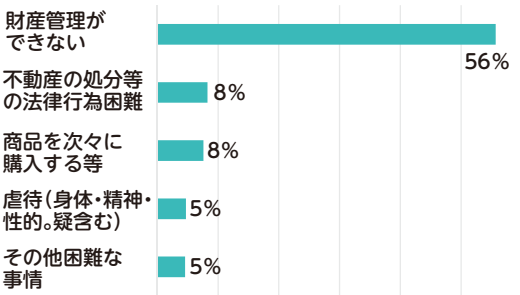

後見制度の利用には申立てに当たって親族等の協力が必要になりますが、協力を得られにくい（または身寄りがない等）者が事業所全体の約４割を占めます。

一方、社協が担っている日常的金銭管理のサービスなどを行う日生事業では、契約締結能力が喪失した場合、原則として成年後見制度へ移行することになります。この事業の利用者のうち、「早急に成年後見制度への移行が必要となる者」が97人、「近い将来移行が必要となる者」が１５７人いることが分かりました。理由としては、①判断能力の低下が著しい（69％）、②入院・入所の必要性がある（19％）③親族からの財産侵害や虐待がある（４％）とされています。また、日生事業の利用者では、親族の協力が得られにくく、市区町村長申立てが想定される方が、６割にも及びました。

制度利用の壁となるもの

では、事業所のニーズ調査で、制度利用の準備や検討を具体的に進めている６３３人の支障となっている事項はどんなことでしょうか。

ここでは、「申立人（親族）の協力が得られない」が最も多くなっていますが、次いで「本人が制度の利用を拒否している」が続き、他には「申立費用」「報酬」等の費用負担に関する経済的な理由が多くなっています。

そもそも制度利用の入口となる申立ての時点で申立人の問題がある点と、本人自身が制度の利用を拒んでいる状況、つまり、制度が理解されにくく、本人が利用の必要性を感じていない点、そして利用に伴う経済的負担などが制度利用を阻む壁となっているようです。

　このように具体的に準備の段階になっても、利用に至らない要因が見えてきました。

支障となっている事項（複数回答：633人中）

1位	申立人（親族）の協力が得られない	76人（12%）
2位	本人が制度の利用を拒否している	56人（9%）
3位	申立費用を工面するのが困難	50人（8%）
4位	後見人への報酬支払が困難	46人（7%）

市町村行政の取り組み

　市区町村長の申立ては全国的に年々増加しており、最高裁の統計では申立て全体の2割弱を占め、神奈川では2割を超える状況です。また、単身世帯等の増加に伴い、今後ますます増えていくと考えられます。

　本調査によれば、市区町村長の申立て件数は全体で620件、類型別では、後見が561件、保佐52件、補助7件で、全体の9割を後見類型が占めています。対象者別では高齢者が525件で全体の85％、障害者が95件となっています。

　次に、制度利用にかかる申立ての経費や後見人の報酬助成を行う「成年後見制度利用支援事業」ですが、後見人の報酬助成については全ての市町村で実施されていますが、申立て経費の助成は、31カ所（94％）実施の状況です。また、申立経費の助成対象が市区町村長申立てに限られているのが18カ所（58％）ある一方、本人・親族の申立ての場合も対象とする市町村が13カ所（42％）あり、市区町村長申立てに限定せず助成を行っているところもあります。

　申立て経費は、平成28年度には全市町村で350件に対して助成され、1市町村当たり平均12件、報酬助成は673件の事案に対して助成されており平均21件です。申立て経費と報酬助成のいずれも最大では200件を超える市町村もありますが、最小は0件で人口規模の違いはあるものの市町村により差がある状況です。

　その他、自由記述で挙げられたものには、「資力がなく福祉的ニーズの高い対象者の後見等を受任する機関の構築が課題」「法人後見を全ての市町村社協で行ってほしい」「単独で推進や法人後見を考えていくことは困難。広域的な検討を通して形にできるとよい」などの、市区町村長申立ての担い手となる法人後見に対する期待や、広域での展開を求める声がありました。

成年後見利用促進基本計画と中核機関・地域連携ネットワーク

　今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、市町村には成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることや地域連携ネットワークのコーディネート機能などが役割として求められています。

　本調査は平成28年3月末日を時点とした調査なので、計画策定については「検討中」のところが多いですが、国の計画には具体的に工程が定められており、市町村計画の策定や成年後見の中核となる機関の設置の取り組みが求められています。

図2　計画策定に向けた状況（33市町村中）

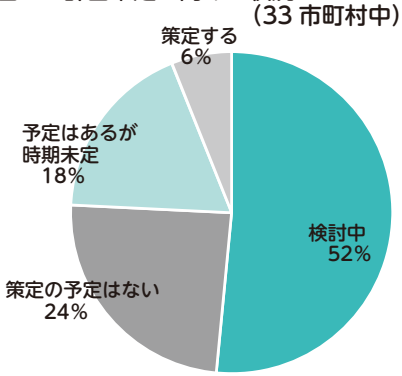

　地域連携ネットワークは、全国どの地域においても必要な人が後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の必要な人を把握し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みです。

　本会はこれまで市町村における権利擁護・成年後見推進センター構想を提案してきましたが、県内には既に権利擁護に関わるネットワークの構築が進んでいる地域があります。

　この、権利擁護に関するネットワークの形成状況についてですが、市町村で「ネットワーク会議を実施している」ところでは、その7割以上で事業所や社協に限らず、弁護士や社会福祉士等の専門職が構成メンバーとなっている点が特徴です。元々は、虐待等の権利侵害事案や多問題世帯など地域の権利擁護の課題に対し、事案の対応や支援方針を立てる際、専門職の協力を得て連携しながら作られてきたネットワークであることから、多くの専門職の参加を得ていると思われます。

　今後の地域連携ネットワークの構築に当たっては、専門職とのさらなる連携強化が必要となってくるでしょう。

図3　権利擁護支援のネットワーク会議（33市町村中）

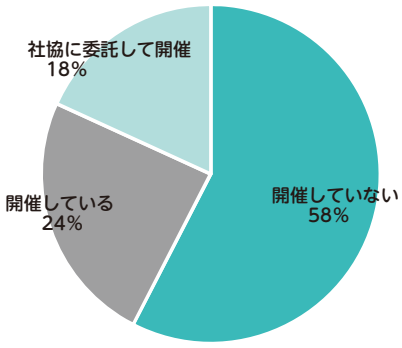

法人後見～社協の取り組み～

公的後見の一翼を担う市町村社協の法人後見ですが、法人後見を実施する19社協の受任する要件は、適切な後見人等候補者がいないこと15件（79％）、市区町村長申立てであること8件（42％）、日生事業利用者であること7件（37％）となっています（複数回答）。このことからは、法人後見は後見人候補者が得られにくい場合の地域のセーフティネットになっていることが分かります。なお、これまでの受任累計は401件、類型別にみると後見317件（79％）、保佐71件（18％）、補助8件（2％）となっており、対象者別では高齢者287件（72％）、知的障害者71件（18％）、精神障害者40件（10％）となっています。

図4　法人後見の累計（累計401件中）

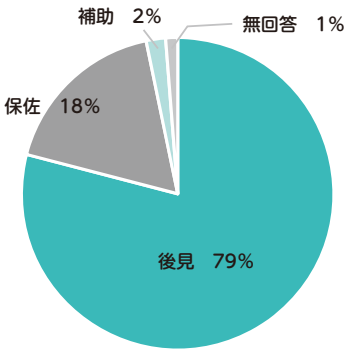

この法人後見とともに、市町村から委託を受けた市民後見人の養成も行われています。調査時点では県内における市民後見人養成研修の修了者251人中、市民後見人として選任された者が46人（18％）、他には法人後見支援員として活動した者も26人いるものの、自由記述欄でも挙げられているように「市民後見人の普及と活用が十分とは言い難い」ことが課題です。市民後見人の養成は、地域の権利擁護支援の担い手として新たな活動の場につながるような取り組みや司法とのさらなる連携が必要と考えられます。

専門職の取組み

県内で後見人を担う専門職は、主に弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士です。本調査では、各団体の受任状況や各団体の候補者名簿登録者（後見人の候補者となる者で団体の名簿に登録している者）数などを伺いましたが、どの団体にも共通する点として県西部に登録者が少ない傾向が見られました。人口の多寡はあるものの、今後の後見ニーズの急増に向けては専門職の地域偏在が課題となりそうです。なお、専門職からみた課題には、「家庭裁判所から後見人となる人の推薦を求められる件数が増加の傾向にある中、人材確保が課題となっている」ことや、「急速に高齢化が進んでおり、中でも身寄りのない単身高齢者で経済的にも余裕のない方が増加している印象がある」として制度の担い手が不足する懸念があることを指摘する意見がありました。

声なき声のニーズから地域づくりへ

金銭・財産の管理や、介護や福祉のサービスを本人意思に基づいて利用しながら生活していくことは地域生活の基本です。これらの支援はこれまで家族機能の一部として当たり前に考えられてきましたが、少子高齢化や人口減少が進み、生活領域の支え合い機能が弱まる中、高齢の親と障害のある子の世帯や、老々介護の状況なども増えていきます。

権利擁護ニーズは本人自らも気づきにくく、声なき声とも言われます。判断能力が不十分であっても生活の基本となるサービスを適切に利用しながら地域で生活していくためには、権利擁護ニーズを踏まえた、将来を見通した地域の全体構想が必要であり、まさに地域福祉推進上の課題と言えます。

本会では、引き続き関係者の皆さまのご協力をいただきながら、成年後見制度の普及と権利擁護の推進に取り組んで参ります。

本調査の報告書全文を公開しています
http://www.knsyk.jp/s/kenri/pdf/30kenrityousa.pdf

（権利擁護推進部）

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により皆様の安心と安全を提供致します。防犯カメラや新型【ＡＥＤ】も取扱っております。
京浜警備保障株式会社
代表取締役社長　岡本誠一郎
本　社　〒221-0045　横浜市神奈川区神奈川2-8-8 第一川島ビル
☎(045)461-0101 代表　FAX(045)441-1528

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
福祉施設経営相談室　税務・会計の専門相談員
理　事　伊藤 正孝（☎045-412-2110）
同　辻村 祥造（☎045-311-5162）
同　西迫 一郎（☎046-221-1328）
同　林 雄一郎（☎0466-26-3351）
代表理事　八木 時雄（☎042-773-9266）

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作
KKI 株式会社 神奈川機関紙印刷所
〒236-0004　横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部　TEL045(785)1700㈹　FAX045(784)6902
制作部　TEL045(785)1768　FAX045(780)1598
http://www.kki.co.jp/

私たちは地域の「子育て応援団」です

～児童委員、主任児童委員活動から～

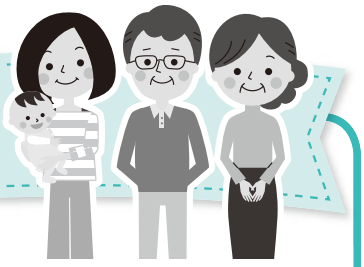

児童委員活動に込めた「想い」を織り交ぜ紹介します

戦後の影響を大きく受けた子どもを最優先に救済する必要があるということで、昭和22年に制定された児童福祉法により誕生した児童委員制度は、昨年（平成29）で70周年を迎えました。

そして、児童虐待やいじめなど子どもや子育てをめぐる課題が多様化する中、児童委員活動の充実と活性化を目的に平成６年に主任児童委員が誕生して24年が経過します。

児童委員や主任児童委員は、子育て中の親たちが孤立して悩みを抱え込まないようにするための仲間づくりの場として「子育てサロン」を運営したり、学校の登下校や遊び場で、子どもたちが安心して安全に過ごせるよう、パトロールやあいさつ運動をしたり、地域の実情に合わせ取り組んでいます。

このように、子どもや子育て世帯が笑顔で生活を送れることができるよう、また、子育てを応援する地域づくりにむけて、児童委員や主任児童委員は、地域の「子育て応援団」を目指しているのです。

子育てサロンに参加した保護者が「いつもと違う様子だな」「心配事があるのかな」等の視点を持ちつつ見守ります。

登下校時のあいさつ運動をとおして、子どもと顔見知りの関係をつくり、声を掛けられやすい関係を築きます

児童委員創設から70周年を迎え、子どもや社会を取り巻く状況が大きく変化をしている中、子どもが抱える課題は家庭状況を反映したものが多く、家庭全体への支援なくして課題の解決は困難といえます。地域においてあらゆる世代や世帯の支援にあたっている民生委員でもある児童委員だからこそ、子どもや家庭を取り巻く幅広い関係者との連携を図りながらの支援が可能となります。

そこで、県、横浜市、川崎市、相模原市の各民生委員児童委員協議会を構成員とする本会民生委員児童委員部会では、改めて児童委員や主任児童委員の存在や役割について幅広く発信していくことにしました。

活動紹介だけではなく、児童委員、主任児童委員が活動に取り組む中で大切にしている「気持ち」や「想い」とともに６月号から民生委員児童委員、主任児童委員より寄稿いただきます。ご期待ください。　**（生活支援担当）**

－社会福祉施設の設計監理－

株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪２-19-17-808
Tel 03（3449）1771㈹／ Fax 03（3449）1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL http://www.yasue-sekkei.co.jp/

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・アスベスト調査等お気軽にご相談ください

●印刷の事ならおまかせください
パンフレット・冊子・長瞬その他
カタログ・ポスター
お気軽にご相談ください！

株式会社 あんざい
横浜市港南区下永谷３-24-29
TEL ０４５－８２２－８４９７
FAX ０４５－８２４－１３０３
mail：anzai@p-anzai.jp

民法及び関連法の改正案が閣議決定、福祉分野への影響

去る3月13日、政府は成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案と22の関連法の一括改正案を閣議決定し、国会に提出しました。成人年齢の引き下げは、成立すれば2022年4月にも施行される見通しです。

今回の改正によって福祉分野の制度などにどのような影響が生じるのか、現在予定されている内容を紹介します。

●成人年齢引き下げの影響

社会福祉法の社会福祉主事が現行の「年齢20年以上」から「年齢18年以上」に引き下げられます。

児童福祉法では、児童養護施設などで措置延長となった人も成人となることから、その監護者に関係する児童虐待防止法の規定が削除されます。

●相続の仕組みの見直し

高齢社会など時代の変化を見据えて、残された配偶者の生活が困窮することを防ぎ、住まいと生活資金を確保しやすくするための見直しが行われます。配偶者が一定期間、または終身住むことができる居住権が新設される他、配偶者が生前贈与や遺言で与えられた自宅は遺産分割の対象から除外できる規定が新たに盛り込まれます。

相続の権利がない親族であっても、生前の個人に介護や看病で尽力した場合に、相続人に金銭請求できる制度も設けられます。

●成年被後見人の権利・権限の適正化

成年後見制度の利用開始と同時に失職や資格・免許が取り消しとなる「欠格条項」が廃止されます。

適用の対象は国家公務員法や医師法など188の法律が予定されており、これらの法律では一律に職務不適格者とされていることから、成年後見制度の利用をためらう要因となっていました。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

その他、少年法の適用年齢、いわゆる事実婚等の多様化する家族形態に対応する相続の措置など、一部は現在も議論が続けられており、今後の動向が注目されます。

（企画調整・情報提供担当）

神奈川県地域福祉支援計画が改定

市町村の地域福祉の推進を支援する県行政の施策の方向性等を示す「神奈川県地域福祉支援計画（平成30年度～平成32年度）」が、福祉に関する個別計画と期間等を合わせ、改定期間を2年間の前倒しにより3月に策定されました。

本県では、従来からともしび運動を推進し、ともに生きる福祉社会づくりを公私協働で推進してきましたが、介護を必要とする高齢者等の増加、核家族化の進行に伴い地域のつながりの希薄化や社会的な孤立、貧困の問題の顕在化など地域を取り巻く環境が変化している中で、国の施策も、これまでの制度・分野ごとの縦割り解消や「支え手」「受け手」という関係を超えた地域共生社会の推進など、大きく変化してきました。

一方、本県では「ともに生きる社会かながわ憲章」（平成28年）が策定され、より一層共生社会を推進するとともに、平均寿命が延び「人生百歳時代」を迎える中で、未病改善の推進や、県民一人ひとりがいきいきと暮らすことができるための取り組みを進めています。

計画では、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～」を基本目標に掲げ、民生委員児童委員をはじめとする地域福祉の担い手や、福祉介護人材の確保定着などの〈ひとづくり〉、バリアフリーの街づくりや特に高齢者・障害者の災害時の支援をも含めた〈地域（まち）づくり〉、地域住民がさまざまな課題を「我が事」として捉え「丸ごと」受け止める包括的な支援体制を構築するほか、子どもを含む生活困窮への取り組み、成年後見制度の推進、虐待防止対策や差別の解消等一人ひとりが尊重される〈しくみづくり〉の3つを大きな柱としています。

本会及び本会会員に関係のある内容も多く含まれています。詳しくは県のホームページをご参照ください。

県ホームページ
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/pub/documents/03.pdf

（企画調整・情報提供担当）

福祉のうごき

2018年3月26日～4月25日

Movement of welfare

●福祉や交流の拠点に三浦市社協新施設開所

三浦市社協は２日、地域福祉の拠点となる「共生サービスセンター暖館（あったかん）」を開所し、高齢、障害児・者が利用できる「共生型サービス」に対応した事業所を目指し、手続きを進めている。建物は、企業の保養所を改修した。

●子ども食堂2200カ所超　資金難の課題も

こども食堂安心・安全向上委員会は３日、全国に子ども食堂が2200カ所以上あり２年前と比べて７倍急増している、と調査結果を発表した。個人が運営する食堂も多く、食中毒やけがなどのリスク対応や、資金繰りといった課題も抱えている。

●県、ＬＧＢＴの本格支援に乗り出す

県は４月から、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の本格的な支援に乗り出す。当事者らの要望に応じ、専門相談員派遣型個別相談を全国で初めて実施する。具体的には、当事者や家族、学校や職場の支援者の要請を受け、臨床心理士などを相談者の元へ派遣する仕組み。

●大和市「70代高齢者と呼ばず」意識改革宣言

大和市は11日「70歳代を高齢者と言わない都市やまと」を宣言した。市民の意識を変え、生涯現役の意識が高まることを期待している。広報紙や市が発信する文書で70歳代をなるべく「高齢者」とは標記せず、「70歳代の市民」などとする。

●日本の総人口１億2670万人　７年連続減少

総務省は13日、2017年10月１日時点の外国人を含む総人口は１億2670万6000人で、前年から22万7000人減ったと発表した。減少は７年連続。また、65歳以上の高齢者が3500万人を突破したのは初めて。

平成30年度介護支援専門員実務研修受講試験 ―見直し後の受験要件で全面実施

今年度の介護支援専門員実務研修受講試験は、10月14日(日)午前10時から、全国一斉で行われます。

当該試験の受験資格は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第19号）により平成27年２月に改正され、今年度は、見直し後の受験要件しか認められない最初の年となります。受験要件は、表の１～５の業務に通算して５年以上かつ、当該業務に従事した日数が９００日以上の者となります。

詳細な試験概要は、本会ホームページ（http://www.knsyk.jp/）をご確認ください。

（福祉研修センター）

1、法定資格保有者

対象になる資格を取得後、登録日以降当該資格に係る業務に従事した期間
※但し、要援護者に対する直接的な業務を行っていることが条件
※対象になる資格についてはホームページをご覧ください

2、生活相談員

生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

3、支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

4、相談支援専門員

障害者総合支援法第５条第16項及び児童福祉法第６条の２第６項に規定する事業の従事者として従事した期間

5、主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第２条第２項に規定する事業の従事者として従事した期間

※上記内容は、平成27年２月12日付厚生労働省老健局の通知を元に作成しております。変更等ございましたら、本会ホームページでお知らせします。

やさしさのおくりもの

5月9日アイスクリームの日　関東アイスクリーム協会

関東アイスクリーム協会では、「アイスクリームでみんな笑顔に！」をスローガンにアイスクリームのおいしさ・楽しさ・食べる喜びを知っていただくための活動をしています。アイスクリームの日には、本会を通じて児童福祉施設等（入所）に毎年アイスクリームを寄贈いただいています。「児童福祉施設の子どもたちに笑顔を届けたい」と、今年も60施設に3638個の寄贈を受けました。

また、アイスクリームの楽しさを伝える活動として、アイスクリーム協会オリジナルソング「アイスクリームレース」をパパイヤ鈴木さんによる振り付けで完成し、この度DVD、CDを本会にご寄贈いただきました。

暑い時期に、冷たいアイスクリームでハッピーになりましょう。

（地域福祉推進担当）

東京オリンピック開催年の昭和39年（1964年）に5月9日を「アイスクリームの日」としました。

寄贈いただいたメーカー様

赤城乳業(株)、アンド栄光(株)、森永エンゼルデザート(株)、森永製菓(株)、オハヨー乳業(株)、協同乳業(株)、丸永製菓(株)、フタバ食品(株)、森永乳業(株)、タカナシ乳業(株)、クラシエフーズ販売(株)、(株)ロッテアイス、井村屋(株)、(株)明治、江崎グリコ(株)、ハーゲンダッツジャパン(株)

私のおすすめ

◎このコーナーでは、子育てや障害、認知症･介護当事者の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

「重度訪問介護従業者養成研修」を受講してみませんか？

私たちＫＩＬＣ(キルク)では、障害当事者の自立生活の一助としての活動をしており、「重度訪問介護従業者養成研修」を実施しています。当研修は、全身性障害者の日常生活を支える介助者を幅広く養成するとても重要な事業です。

❖重度訪問介護とは

重度訪問介護とは、障害者自立支援法第５条第３項に規定されたサービス項目の一つです。重度の肢体不自由者で、常時介護を要する障害者に、居宅における入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に供与するサービス項目です。

当法人では、重度訪問介護従業者として従事することを希望する方を対象に、「重度訪問介護従業者養成研修」をこれまで32回開講し、修了生は500名を超えています。

介護福祉士、介護職員初任者研修等、他の資格では研修内容が高齢者主体となりがちですが、当研修では全身性障害者に特化し、演習を含む講座２日間と障害当事者の元で行う現場実習6.5時間で、全身性障害者の障害特性や介助に必要な知識や介護技術を習得することができます。

❖研修の内容

講座では、障害者福祉の制度、理念、技術などを学び、日頃、地域において相談業務や訪問看護に従事されている方、地域で主体的に暮らす重度障害者の生の声を聞きます。演習では、理学療法士と一緒に身体に負担の少ない介助姿勢や天井走行型リフトを使用し、ベッドから車椅子への移乗介助や車椅子操作など、より専門的な指導を受けることができます。

現場実習では、在宅介護サービスの提供現場にて、障害当事者の指示（自己選択・自己決定）の元、実習指導員と一緒に実際の介助を体験することができます。

❖実際にサービスを利用している障害当事者の声

「わたしは、具体的な介助方法だけでなく、障害者と介護者の関係の作り方等、自立生活の基本的な考え方を自ら介助者へ伝えています。介助スタッフからは障害者や介護に対する考え方が変わったなど、うれしい声が身近に聞けることもこの生活の大きな魅力です」

今月は

⇨ (N)神奈川県障害者自立生活支援センター

がお伝えします！

通称ＫＩＬＣ（キルク）。1997年４月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング（障害者による相談事業）や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚等４カ所の事業所で活動中。

〈連絡先〉
〔法人本部〕〒243-0035 厚木市愛甲１-７-６
☎ 046-247-7503　FAX 046-247-7508
URL http://www.kilc.org　Mail info@kilc.org

❖重度訪問介護従事者養成研修のスケジュール

最近は、当研修を福祉事業所の研修や、スキルアップのために受講される方も増えています。詳細は当法人までお問い合わせください。

- 講座日程（１と２のどちらかにお申し込みください。下記の日程の他に、現場実習が6.5時間あります。現場実習は講座修了後10日以内に行います）
  1 平成30年９月１日(土)、２日(日)
  2 平成31年３月２日(土)、３日(日)
- 定員：各30名
- 会場：福祉保健研修交流センター　ウィリング横浜（京急／市営地下鉄「上大岡」駅　下車３分）
- 内容：〈１日目〉重度身体障害者の地域生活等に関する講義等〈２日目〉外出時の介護技術に関する実習等。
  講座修了後に介護技術・移動介助等の現場実習あり
- 費用：15,000円（テキスト代、実習時保険料等）
- 申込：当法人ホームページより申込用紙をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、FAXまたは郵送でお申し込みください。

福祉最前線
―現場レポート―

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

公益財団法人積善会　曽我病院
若年性認知症支援コーディネーター　田中香枝

昭和７年に創設され、現在は14の関連施設がある。平成26年６月から県より「認知症疾患医療センター」を受託し、認知症の鑑別診断や専門相談等を実施するなど、地域の認知症治療の中核病院としてサービスを提供している。
〈連絡先〉〒250－0203　小田原市曽我岸148　☎ 0465－42－1630

若年性認知症の方への支援を通じて

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）により、若年性認知症支援コーディネーターが各都道府県に配置されることが明記されました。本県では平成29年６月に認知症疾患医療センター内へ配置され、平成30年４月からは県内で３名のコーディネーターが活動しています。

65歳未満で発症する認知症を若年性認知症と言い、平成21年の厚生労働省の調査報告によると、18歳から64歳の人口における人口10万人当たりの若年性認知症者数は47.6人、全国に３万7800人と推計されました。発症の平均年齢は51歳、男性の方が多いと言われています。仕事・家事・子育てのキーパンソン世代に発症するため、さまざまな課題を抱えています。

若年性認知症支援コーディネーターとは、若年性認知症の人のニーズに合ったサービスや実施機関・団体等との調整役です。職場や産業医、地域の当事者団体や福祉サービス事業所等と連携し、就労の継続や居場所づくりの支援など、若年性認知症の人が自分らしい生活を継続できるよう総合的なコーディネートが求められます。

若年性認知症の人やご家族等への個別相談支援を通じ、各関係機関とのネットワーク作りや、医療・介護・福祉・職域関係者等への若年性認知症の理解を深めてもらえるよう県内各地で研修会を実施したり、適切な支援が得られるための諸調整や支援制度の利用ができるように日々取り組んでいます。平成30年１月には「早期介入のための気づき」をテーマに研修会を実施しました。

若年性認知症は診断から介護保険利用までの支援が充分にない「空白期間」の問題があると言われており、診断直後からの切れ目のない支援の充実が求められています。就労中の年齢で発症する方も多く、職場の理解が得られるよう、職域関係者への普及啓発が急務となっています。また、取り組みの１つとして、平成30年１月より本人ミーティングを毎月開催しています。回を重ねるごとに当事者同士のつながりも生まれ、本人の社会参加の場が増えています。本人同士だからこそ分かり合えることもあるのではないかと感じています。

若年性認知症になったとしても、その人らしく地域で生活できるように支援ができる専門職を目指し、今後も実践を積み重ねていきたいです。

平成30年度
社会福祉施設
総合損害補償
しせつの損害補償
インターネットで保険料試算できます
ふくしの保険　検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の
事故・紛争円満解決のために！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン1 施設業務の補償（賠償責任保険、動産総合保険）

1 基本補償（賠償・見舞）

▶保険金額

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故	対人賠償（1名・1事故）	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償（1事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金支払限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
	新設 徘徊時賠償（期間中）	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用（1名につき）	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

保険期間１年

▶年額保険料（掛金）

	定員	基本補償（A型）
基本補償（A型）	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償（B型）	基本補償（A型）保険料 ＋	【見舞費用加算】定員１名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円

◆ 30年度新設 クレーム対応サポート補償（プラン1-①オプション4）

プラン2 施設利用者の補償
プラン3 施設職員の補償
プラン4 社会福祉法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者　社会福祉法人 全国社会福祉協議会
〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00~17:00（土日・祝日、12/31~1/3を除きます。）

取扱代理店　株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03（3581）4667　FAX:03（3581）4763

〈SJNK17-17293　2018.1.12 作成〉

豊かなコミュニケーションで子ども・若者を支える
『子ども・若者の居場所づくりガイド・対話編』発行

本会では、政策提言活動から挙げられた「貧困の連鎖の防止」、生活福祉資金「教育支援資金貸付」の相談・申請の急増、社会的養護のもとで育った子どもの自立が困難な現状から、子ども・若者の自立と育ちを支えることを地域の福祉課題として捉え、平成28年度より(特非)よこはま地域福祉研究センター、(福)県共同募金会と協働し「子ども・若者の育ちと自立を支える協働事業」に取り組んでいます。

また、ひとり親家庭の子どもが夜間に安心して過ごせる居場所づくりの普及・推進を目指す県の「子ども・青少年の居場所づくり推進事業」を受託し、両事業を連動させ、課題や取り組みを共有する冊子の発行、実践者が出会うフォーラムの開催を行っています。

今回、県委託事業により発行した『子ども・若者の居場所づくりガイド・対話編』は、平成28年度発行の同ガイド『導入編』と、それを基とする『子ども・若者の居場所づくり事例集2017』で得た「子どもたちがいきいき過ごす居場所には、担い手自身が豊かな対話、つながりを持っている」という気付きから、居場所の運営に必要な要素として「対話」を掲げて作成しました。

今日の子ども・若者および子育て家庭を取り巻く地域でのコミュニケーションの希薄さを示すデータから読む居場所の必要性、先を行く実践者が語る対話のあり方、去る2月に開催した「子ども・若者居場所づくりフォーラム」(本紙796号に関連記事掲載)の概要等、各コンテンツから居場所における対話の必要性を伝えています。

取り組みを始めたい、または実際に活動している方々の参考にしていただきたいと思います。

(企画調整・情報提供担当)

ガイド、事例集は本会ホームページより閲覧できます
URL http://www.knsyk.jp/s/shiru/seisyounen.html

「タイヤを換えて世の中変えまヒョウ!!」
新たな寄附活動にご協力ください

タイヤフェスタ(株)と県社会福祉協議会(以下、県社協)、県共同募金会(以下、県共募)の三者協働の寄附活動「タイヤを換えて世の中変えまヒョウ!!」が平成30年4月からスタートしました。

大和市にあるタイヤフェスタ(株)は、タイヤ交換サービスの専門店です。インターネットで購入したタイヤを店舗に直送し、予約日に車を持ち込むと、30分程でタイヤ交換ができます。

費用は市場の相場価格の6~8割程度で済むため、創業3年弱で利用台数は7千台を超えました。

代表取締役の安西隆さんは「自身がガソリンスタンドでタイヤの消耗によるリスクを指摘された経験から発想を得て起業しました。社会への貢献は当社の精神であり、当社の仕組みはお客様の経費節減につながることがPRポイント。さらに福祉関係者の方々がご利用くださる場合は、当社から福祉活動支援へ寄附させていただきます」と話します。

具体的な仕組みは、県社協・県共募の関係者(団体でも個人でも可)が、チラシ持参や「ホームページを見た」と言って予約すると、利用1台につき、タイヤフェスタ(株)が100円を社会福祉協議会事業のために寄附し、さらに基本工賃から5%の割引を行います。福祉施設・団体の車両のほか、従事者等のマイカーも対象です。

福祉分野は車を使用する機会も多くあります。お得かつ福祉分野の充実につながるこのプロジェクトにぜひご協力をお願いします。

詳細は県社協または県共募のホームページをご覧ください。

(総務担当)

タイヤフェスタ(株)
大和市深見西2-3-26
☎046-244-3500
URL http://tirefesta.com

本会主催

平成30年度 精神保健ボランティアセミナー

地域で暮らす精神障害のある人には、どんな悩みや不安があるのだろうか。当事者の声に耳を傾けながら、改めてボランティアとしてできることを考えます。

◇**日時**＝6月2日(土)午後1時30分～午後3時30分（午後1時受付）
◇**会場**＝かながわ県民センター12階第2会議室（横浜市神奈川区鶴屋町2－24－2）
◇**内容**＝①講演「当事者から見たボランティアについて」尾山篤史氏（生活再建者のつどい「たなからぼたもち」代表）②ボランティアの悩み・課題について、学びと気付きの共有
◇**対象**＝精神保健ボランティアに参加の方、関係機関・団体の方、興味のある方
◇**費用**＝無料
◇**定員**＝先着50名。定員に達し次第受付終了
◇**申込方法**＝☎FAX Mail にて事前に申込
◇**共催**＝神奈川県精神保健ボランティア連絡協議会
◇**問合先**＝地域福祉推進担当
☎045－312－4815 FAX 045－312－6307
Mail tiiki@knsyk.jp

会員・関係機関主催

「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバル2018

◇**テーマ**＝「みんなで咲かそう福祉の花」
◇**日時**＝6月3日(日)午前10時～午後3時
◇**会場**＝横須賀市総合福祉会館（横須賀市本町2－1）※会場に駐車場はありません。公共交通機関をご利用の上ご来場ください
◇**内容**＝福祉に関わる体験、学び、スポーツ、各種展示品、各種相談コーナー等。福祉活動の紹介や身近な福祉を体験できるお祭りです
◇**費用**＝入場無料（小物の販売、お弁当の販売、喫茶店等あります）
◇**問合先**＝(福)横須賀市社会福祉協議会地域福祉課
☎046－821－1301 FAX 046－827－0264

第35回 神奈川県ゆうあいピック大会

県内の知的障害者がスポーツ活動の場に集い、家庭・学校・施設・職場等で日頃鍛えた心と身体を互いに発表し合う大会です。

◇**日時**＝①サッカー　5月19日(土)、20日(日)、27日(日) ②バスケットボール　6月2日(土)、3日(日)③バレーボール　8月26日(日)④ソフトボール　9月29日(土)
◇**会場**＝①サッカー：國學院大學相模原グラウンド(相模原市中央区淵野辺5－10) ②バスケットボール：大和スポーツセンター(大和市上草柳1－1－1) ③バレーボール：神奈川スポーツセンター（横浜市神奈川区三ツ沢上町11－18) ④ソフトボール：秦野市おおね公園(秦野市鶴巻940)
◇**申込方法**＝各種目へのチーム参加をご検討の方は大会ホームページをご覧ください。なお、サッカー、バスケットボールへのエントリー受付は終了しています
URL http://yuaipic-kanagawa.jp/yuai.html
◇**問合先**＝神奈川県障害者スポーツ振興協議会
☎045－311－8744 FAX 045－316－6860
Mail yuaipic-jimukyoku@yuaipic-kanagawa.jp

川崎授産学園　音楽交流サロン「奏」

誰でもふらっと立ち寄って、音楽に表現、出会いとふれあい、お茶とお菓子を楽しめるサロンです。

◇**日時**＝6月28日(木)午後1時45分～午後3時（午後1時開場）
◇**会場**＝川崎授産学園　ロビー
◇**内容**＝①誰でも参加し一緒に歌う合唱②出演者によるコンサート③市民企画④課題曲練習
◇**費用**＝無料（自家製お菓子と飲み物はそれぞれ100円）
◇**申込方法**＝不要。団体の場合のみ、事前連絡
◇**問合先**＝川崎授産学園
〒215－0001川崎市麻生区細山1209
☎044－954－5011 FAX 044－954－6463

寄附金品ありがとうございました

【一般寄附】広瀬公子
【交通遺児援護基金】(株)エスホケン
【ともしび基金】県立鎌倉養護学校、脇隆志、(福)済生会湘南平塚病院（合計6件49,260円）
【寄附物品】(株)ツルハホールディングス、クラシエホールディングス(株)、神奈川日産自動車(株)、(公財)報知社会福祉事業団、(特非)日産労連ＮＰＯセンターゆうらいふ21　（いずれも順不同、敬称略）

(株)ツルハ関東第一店舗運営部より県内の介護老人保健施設へ車いすを寄贈いただき、舘昌夫部長(後方右から4人目)に感謝状を贈呈

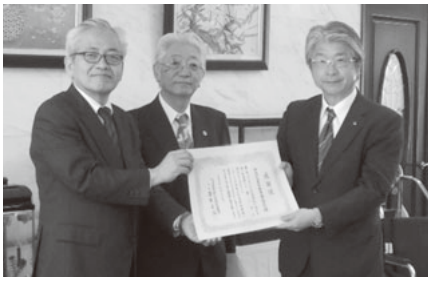

神奈川日産自動車(株)より県内の老人福祉施設へ車いすを寄贈いただき、横山明代表取締役社長(右)に感謝状を贈呈。(福)阿部睦会の阿部皓三常務理事(中央)も同席

ＮＨＫ－ＦＭ放送のご案内

NHK－FM（横浜81.9MHz／小田原83.5MHz）「お昼前のお知らせ」で本会事業を紹介します。ぜひご視聴ください。

日時：７月10日(火)
午前11時50分～55分
内容：福祉作文コンクールのお知らせ（予定）

◇**問合先＝企画調整・情報提供担当**
☎045－311－1423
FAX045－312－6302

お母さんにも子どもにも仲間を!!

下鶴間地区民生委員児童委員協議会（大和市）

大和市は、本県のほぼ中央に位置する人口約23万人の自治体です。市内には8つの駅があり、市域のほとんどが駅まで15分以内の徒歩圏内にあります。

相談に応じる民生委員児童委員は275名（平成30年4月1日現在）で、そのうち主に児童の支援を行っている主任児童委員は22名おり、市内11の地区でそれぞれ活動しています。

北部に位置している下鶴間地区は、交通の利便性等により、近年は若年齢の住民が増加し、高齢者から子育て世代、そして子どもたちまでを含めた、今まさに新しい福祉システムの構築が求められている地域で、34名の民生委員児童委員が活動しています。

そのような状況のなか当地区で開催している「ぴょんぴょんくらぶ」は、「お母さんにも子どもにも仲間を!!」をテーマにした子育てサロンです。

年間30回程度の子育てサロン活動には、民生委員児童委員全員が順番に参加しています。サロンで地域に大勢の知り合いができるため、保育園や幼稚園、小学校と成長したあとでも、仲間がいる安心感にもつながっています。遊んで楽しむことはもちろん、専門職も参加し、子どもの健康、生活情報の提供等も同時に行い、メリハリのある活動も好評です。

この他にも、児童の様子や孤立している親子がいないかを見守る「児童・親子の見守り巡回パトロール」を行い、子育てサロンの案内をする等、声かけをしています。

また、夏休みには小学校3～6年生を対象に「子どもおもしろ科学教室」を開催しています。

児童憲章にもあるように、児童が人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられるように、これらの活動を通して、民生委員児童委員としての私たち一人ひとりが地域の方々と信頼し、信頼される間柄へとなっていくこと、それが私たちの務めであると考えています。

そして、子育てサロン「ぴょんぴょんくらぶ」等の活動を体験した子どもたちが少しずつお母さん方の手を離れていったとき、子育てサロンに参加してくださったお母さん方が、私たちと共にこの活動に加わってくださること、それが私たちのささやかな願いです。

（下鶴間地区民生委員児童委員協議会）

子どもとお母さんたちの笑顔で
民生委員児童委員は元気をもらっています

「子どもおもしろ科学教室」では、子どもたちも大人もみんな真剣です

5月12日
民生委員・児童委員の日

民生委員制度は、第一次世界大戦末期、大正6（1917）年5月12日に防貧対策として岡山県で創設された済世顧問制度を源とする、由緒ある制度です。

全国民生委員児童委員連合会では、この制度が公布された5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定めました。この機会に、民生委員・児童委員のことを知っていただく取り組みを進めていきます。

医療・福祉界の健全発展に資することが私たちの使命です。

医療・福祉業界の皆さまが抱える様々な問題の解決に向けて、経営コンサルティング・税務会計・会計監査などのサービスを総合的に提供できる体制を整備しております。

◆福祉経営・医業経営コンサルティング
◆福祉施設・医療機関への人事コンサルティング
◆福祉施設・医療機関に特化した税務会計・代行
◆福祉施設の第三者評価事業　など

福祉施設の皆さまが地域のニーズに応え、時代や政策に適切に対応できるようご支援します。お気軽にご相談下さい。

～ おかげさまで 50 周年 ～

川原経営グループ
株式会社川原経営総合センター
税理士法人川原経営

〒140-0001 東京都品川区北品川 4-7-35 御殿山トラストタワー9 階
TEL（03）5422-7670　E-mail：info@kawahara-group.co.jp
URL：http://www.kawahara-group.co.jp/

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

【発行日】2018（平成30）年5月15日（毎月1回15日発行）　【編集発行人】新井隆
【発行所】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会　【印刷所】株式会社神奈川機関紙印刷所
〒221-0844　横浜市神奈川区沢渡4番地の2　☎045-311-1423　FAX 045-312-6302　Mail kikaku@knsyk.jp

ご意見・ご感想をお待ちしています！
バックナンバーはHPから
神奈川県社協 検索